

公益社団法人日本栄養士会・一般社団法人日本公衆衛生学会
「公衆衛生専門管理栄養士」制度運営規程

(趣意)

第1条 本規程は、公益社団法人日本栄養士会・一般社団法人日本公衆衛生学会「公衆衛生専門管理栄養士」制度規約（以下「制度規約」という。）第4条第4項、第6条第2項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第10条第3項に基づき、公衆衛生専門管理栄養士制度（以下「本制度」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(認定委員会)

第2条 制度規約第4条第4項の認定委員会の運営に関する事項は以下の各号のとおりとする。

- (1) 認定委員会は、公益社団法人日本栄養士会（以下「日本栄養士会」という。）及び一般社団法人日本公衆衛生学会（以下「日本公衆衛生学会」という。）の会長及び理事長がそれぞれ任命する若干名の委員をもって組織する。
- (2) 委員の任期は2年とし、委員の再任を妨げない。
- (3) 委員は、制度規約第7条第2項に定める研修小委員会または第8条第2項に定める試験小委員会の委員を兼ねることができる。
- (4) 認定委員会の委員長は委員の互選により選任し、副委員長は日本栄養士会及び日本公衆衛生学会からそれぞれ1名を選任する。
- (5) 委員長は会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (6) 認定委員会は委員の過半数の出席により成立する。議事は、出席者の過半数をもって決する。
- (7) 認定委員会は認定制度に関わる全ての業務を行う。
- (8) 試験合格者及び更新認定者の案を決定する。
- (9) 認定委員会の下に制度規約第7条第2項の研修小委員会、制度規約第8条第2項試験小委員会を設置する。

(認定条件)

第3条 制度規約第6条第2項の認定条件は、以下の各号の全てを満たすこととする。

- (1) 管理栄養士免許取得後5年以上の実務経験を有し、自治体管理栄養士として健康増進部門に通算5年以上勤務し、かつ認定を受けた後も、健康増進部門への配属可能性がある自治体管理栄養士として従事する予定があること。
- (2) 受験申請時に日本栄養士会、日本公衆衛生学会の会員（正会員）であり、年会費を納入していること。
- (3) 認定委員会が指定する研修（以下、「公衆衛生専門研修」という。）を過去3年間に修了していること。
- (4) 地域における栄養施策の推進に関する実績2事例及び実務経験歴を提出すること。
- (5) 公衆衛生分野の学術集会・地方会または関連する研究会等において、筆頭発表または筆頭論文を過去5年間に1件以上有すること。

(研修小委員会)

第4条 制度規約第7条第3項の研修小委員会の運営に関する事項は以下の各号のとおりとする。

- (1) 研修小委員会の委員は、認定委員会の議を経て、認定委員会委員長が指名する。
- (2) 研修小委員会の委員数は3名以上とする。
- (3) 研修小委員会の委員長は研修小委員会の委員の中から認定委員会委員長が指名する。
- (4) 研修小委員会は研修カリキュラムに関わる以下の業務を行う。
 - ・ 公衆衛生専門研修カリキュラムの作成
 - ・ 研修マニュアル、研修指導マニュアル等の作成。
 - ・ その他、研修カリキュラムに関する業務

(専門研修)

第5条 制度規約第7条第3項の研修実施に関する事項として、公衆衛生専門研修は、講義、演習及び実習を含むものとする。

(試験小委員会)

第6条 制度規約第8条第3項の試験小委員会の運営に関する事項は以下の各号のとおりとする。

- (1) 試験小委員会の委員は、認定委員会の議を経て、認定委員会委員長が指名する。
- (2) 試験小委員会の委員数は3名以上とする。
- (3) 試験小委員会の委員長は試験小委員会の委員の中から認定委員会委員長が指名する。
- (4) 試験小委員会は認定試験に関わる以下の業務を行う。
 - ・ 認定試験問題の作成、校閲、校正、採点
 - ・ 受験資格審査及び認定試験の実施
 - ・ 試験結果の審査・判定
 - ・ その他、認定試験に関する業務

(認定試験)

第7条 制度規約第8条第3項の試験実施に関する事項は以下の各号のとおりとする。

- (1) 試験小委員会は、認定試験の受験申請者に対し、申請書類による書類審査を行う。
- (2) 認定試験は、書類審査に合格した者に対して実施する。
- (3) 試験方法は、記述式とし、必要に応じて口述または事例検討を加えることができる。
- (4) 試験問題の作成は試験小委員会が行い、試験内容は認定委員会が調整・決定する。
- (5) 試験範囲は到達目標の項目に準じる。

(受験申請)

第8条 認定試験の受験申請に必要な書類は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 受験申請書
- (2) 管理栄養士登録証または免許証の写し
- (3) 自治体管理栄養士として健康増進部門に従事した証明書（履歴書）
- (4) 公衆衛生専門研修修了証の写し
- (5) 地域における栄養施策の推進に関する実績2例

- (6) 公衆衛生に関する筆頭発表（抄録のコピー）、もしくは筆頭論文（掲載のコピー）
- 2 受験を申請する者は、受験申請料として 16,500 円（税込）を納付しなければならない。
- 3 既納の受験申請料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 4 受験申請書類は、指定の期日までに指定の方法で認定委員会に係る事務局へ提出するものとする。

（合否判定）

- 第 9 条 認定委員会は、試験結果に基づき合否案を作成し、日本栄養士会理事会及び日本公衆衛生学会理事会に報告する。
- 2 両理事会の承認をもって合否を確定する。
 - 3 合否の判定は、総得点及び各設問の到達度を総合的に勘案して行う。

（資格認定）

- 第 10 条 制度規約第 9 条第 2 項の資格の登録及び証書交付に関する必要な事項は以下のとおりとする。
- (1) 認定試験に合格した者は、公衆衛生専門管理栄養士として登録申請を行うことができる。
 - (2) 登録申請を行う者は、所定の登録申請書を指定の期日までに認定に係る事務局に提出しなければならない
 - (3) 登録料は 16,500 円（税込）とし既納の登録料は返還しない。
 - (4) 登録を完了した者に対し、認定証を交付する。
 - (5) 認定証の交付は、合否判定の年の 4 月 1 日付とする。

（資格更新）

- 第 11 条 制度規約第 10 条第 1 項及び第 2 項に基づく資格更新に関する必要な事項は、以下の各号の全てを満たすこととする。
- (1) 過去 5 年間に、健康増進施策の企画・運営等に原則として、通算 3 年以上従事していること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、認定委員会が個別に判断することができる。
 - (2) 過去 5 年間に、別に定める研究業績及び研修業績等で所定の単位を取得していること。
 - (3) 資格取得後に自治体管理栄養士としての職を離れた場合であっても、認定期間中は資格を保持することができる。ただし、資格更新にあたっては、第 1 号及び第 2 号に定める要件を満たさなければならない。

（更新申請）

- 第 12 条 資格更新を申請する者は、認定を受けてから 5 年後の 12 月 1 日までに、以下の各号の書類を認定に係る事務局へ提出しなければならない。
- (1) 更新申請書
 - (2) 第 11 条第 2 号を証明する書類（写し）
- 2 資格更新料は 22,000 円（税込）とし、既納の更新料は返還しない。
 - 3 資格更新を完了した者に対し、認定証を交付する。

（認定期間の延長）

第 13 条 制度規約第 10 条の規定にかかわらず、認定期間中に次の各号の何れかに該当し、認定委員会が妥当と認めた場合は、認定期間を最長 3 年間延長することができる。

- (1) 産前産後休業または育児休業
- (2) 長期療養
- (3) 家族の介護
- (4) 留学または海外勤務
- (5) 天災その他やむを得ない事由
- (6) その他、認定委員会がやむを得ないと認める事由

附則 本規程は、2026 年 3 月 31 日から施行する。

別紙 資格更新に必要な研究業績及び研修業績とその単位数（案）

- 1 規程第 11 条第 2 号の所定の単位数は 40 単位以上とする。
- 2 資格更新に必要な研究業績及び研修業績とその単位数は、公衆衛生に関する次の表のとおりとする。

区分	内容		単位	備考
研究	論文	筆頭	10	
		共著	2.5	
	日本公衆衛生学会年次学術集会	参加	2.5～5	
		筆頭*	5	
	関連学会の地方会、研究会等	参加	0.5～1	
		筆頭*	1	
	依頼原稿・教科書・専門誌への執筆		5	1 冊ごと
研修	指定講習		2.5～5	